

令和7年4月1日公告

**清涼飲料水自動販売機
設置事業者募集要項**

令和7年5月
大阪市水道局

目 次

	ページ
1 募集対象物件	1
2 応募資格要件	1
3 自動販売機の設置条件等	3
4 質問受付及び回答	5
5 応募手続き	5
6 価格提案及び審査	8
7 使用許可に関する説明会	10
8 使用許可申請の手続き	10
9 設置予定事業者の決定の取消	11
10 その他	11
使用許可までのスケジュール	13
自動販売機設置場所	14～16
応募申込書・誓約書・質疑書・応募申込書等記載事項変更届 事業用資産使用許可申請書（行政財産用）（案） 事業用資産使用許可書（行政財産用）（案）	

大阪市水道局清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

大阪市水道局（以下「当局」という。）が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集対象物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件 番号	所在地（住居表示）	設置場所	台数	最低使用料 （予定価格） （月額税抜）	種類	設置可能寸法 （単位：mm）		
						W	D	H
1	大阪市東淀川区柴島1丁目 3番14号	柴島浄水場 総管理棟1階 廊下	1	19,950 円	缶・ ペットボトル	1500	800	2000
2	大阪市東淀川区柴島1丁目 3番14号	柴島浄水場 総管理棟3階 エレベーター横	1	9,170 円	缶・ ペットボトル	1200	800	2000
3	大阪市淀川区新高1丁目6 番19号	北部水道センター 増築棟1階 入口内	1	20,600 円	缶・ ペットボトル	1800	900	1900

- ※1 設置場所については、14 ページ～20 ページの「自動販売機設置場所」を参照してください。
- ※2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、事業用資産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を行います。
- ※3 最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

2 応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3

年以上の実績を有しない者

- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていない者
- (5) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること
- (6) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (8) 当局が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者
- (9) 本物件について、自己の都合により使用許可期間途中での終了を申し出てから1年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用許可条件

ア 設置する自動販売機の機種

設置する自動販売機については、大阪市グリーン調達方針の判断の基準等を満たすものとします。

＜参考＞

大阪市環境局 大阪市グリーン調達方針 (21)－9 自動販売機設置

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>

イ 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年7月1日から令和8年3月31日とします。

・使用許可期間満了の30日前までに書面により当局に申し出を行い、承認を得たうえで、1年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

・更新については、当初の使用許可開始期間から通算5年（最長で令和12年3月31日まで）を超えることができないものとします。

※ 当局の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や、上記アを満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにもかかわらず当該指導に応じない場合は、許可の更新は行いません。

・使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

ウ 使用料

当局が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。使用料は別途発行する納入通知書により、当局が指定する納入期限までに一括で前納するものとします。なお、公共又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

エ 光熱水費等

光熱水費は設置事業者の負担とし、電気使用料は、1台につき月1,700円（消費税等を含みません）、水道を使用する場合、水道使用料については1台につき月額850円（消費税等を含みません）の定額とします。なお、これらについては消費税等が加算されます。

光熱水費は別途発行する納入通知書により、当局が指定する納入期限までに一括で前納するものとします。

配電・水道工事が必要な場合は設置場所の所属長と協議のうえで工事を行っていただきますが、その費用は設置事業者の負担となります。

(2) 使用上の制限

ア 使用許可の条件を遵守し、使用料等を確実に納付すること。

イ 「2 応募資格要件」(4)にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。

ウ 自動販売機を第三者に使用させてはならない。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、当局の指示に従うこと。

オ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む。）とすること。

カ 酒類の販売は行わないこと。

キ 当局事業所（以下「事業所」という。）で行う維持管理等に関する工事及び作業、事業所改造工事に協力すること。

(3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。

(4) 原状回復

物件の返還時には、当局が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可時の現状に回復してください。

(5) 損害賠償

ア 設置事業者は、使用にあたり当局あるいは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠

償する責任を負います。

イ 事業所内における維持管理等に関する工事及び作業、事業所改造工事が原因で設置事業者に与えた費用及び損害について、当局は一切の補償をしないものとします。（工事・作業内容による自動販売機の一時撤去・移設を含む。）

ウ 事業所内において設備停止を伴う、あるいはそれに類する事故が発生し、自動販売機の販売を一時停止しなければならなくなったとしても、当局は一切の補償をしないものとします。

エ 許認可関係及び当局の事情などにより、移設した場合の不利益が生じた場合や設置が不可能となった場合であっても、当局は一切の補償をしないものとします。

(6) その他

ア 設置事業者は、当局の求めに応じて自動販売機に係る売上データを提出するとともに、当局は必要に応じてそのデータを公表できるものとします。

イ 前記(1)、(2)に定める物件の使用状況を確認するため、当局が実地調査し、又は所要の報告を求めることがあります。その場合は協力する義務があります。

また、当局の事務事業遂行上必要となる場合は、当局職員等による物件内への立ち入り・調査等を求めることがあります。

4 質問受付及び回答

本募集要項等に関して質問がある場合は、質疑書（当局所定様式）により、電子メールにて提出してください。なお、質疑書以外での質問は受け付けません。

質問に対する回答要旨は、当局ホームページで公表します。ただし、質問がない場合は回答いたしません。

(1) 質問受付期間

令和7年4月2日(水)～令和7年4月8日(火) 午後5時まで（必着）

(2) 電子メール送信先

kanzai@suido.city.osaka.jp （大阪市水道局総務部管財課）

電子メールの件名は「募集要項に関する質問（大阪市水道局清涼飲料水自動販売機設置事業者募集）」としてください。

(3) 質問回答予定

令和7年4月17日(木)～令和7年5月9日(金) 午後5時まで

大阪市水道局ホームページの「事業者のみなさまへ＞不動産関連」に掲載します。

なお、質問がない場合は掲載しません。

5 応募手続き

価格提案審査に対する受付方法は、「窓口での受付」「送付での受付」のみです。

（電話、ファックス、電子メール等、他の方法による受付は行いません。）

なお、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(1) 応募受付期間

《窓口の場合》

令和 7 年 4 月 21 日 (月)～令和 7 年 4 月 25 日 (金)

午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時

なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。

《送付の場合》

配達指定日 令和 7 年 4 月 21 日 (月)

※配達指定日以外の日に到着した場合は、理由の如何を問わず、受付は一切行いません。

(2) 応募受付場所

《窓口の場合》

申込受付期間内に、必要書類を次の場所に直接持参してください。

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

アジア太平洋トレードセンター (ATC) ITM 棟 9 階

大阪市水道局総合窓口 ----- 12 ページの案内図をご参照ください

※応募にご来庁された場合は、総合窓口内に設置している電話で応募申込にご来庁された旨をご連絡ください。

(管財課：内線 3671・3672・3673)

《送付の場合》

(送付先)

〒 5 5 9 - 8 5 5 8

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

アジア太平洋トレードセンター (ATC) ITM 棟 9 階

大阪市水道局総務部管財課 (用地管理)

(3) 応募に必要な書類

ア 応募申込書 (当局所定様式)

イ 誓約書 (当局所定様式 A 4 サイズ両面)

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

ウ <個人>印鑑登録証明書 (原本)

<法人>印鑑証明書 (原本)

エ <個人>住民票の写し (原本) (マイナンバー (個人番号) の記載がないもの)

＜法人＞法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（原本）（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります）

オ 返送用封筒（角型 2 号） **※送付の場合のみ必要です。**

（下記「(5) 応募受付時に交付する書類」を簡易書留郵便により発送するために使用します。620円分の切手を添付していただき、返送先を明記してください。なお、返送先は 1 か所のみとします。）

※ 上記ア及びイについては、記載される住所・氏名・印影等が上記ウ及びエに記載されている内容と相違する場合は受付を行いません。

※ 上記ウ及びエについては、発行日が受付開始日（令和 7 年 4 月 21 日（月））から 3 か月以内に発行されたもので最新のものに限ります。また、同時に複数の物件の申込を行う場合は、原本一通のみでの提出で結構です。

※ 当局が応募の受付に際し取得する個人情報、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。**なお、受け付けた書類は返却いたしません。**

※ 提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

（4） 応募の手続き

《窓口の場合》

応募受付期間内に、応募に必要な書類を応募受付場所に直接持参してください。

※応募に必要な書類に不備等がある場合は受付を行いません。

※応募受付期間以外は、理由の如何を問わず、受付は一切行いません。

《送付の場合》

応募受付期間（配達指定日：令和 7 年 4 月 21 日（月））に到着するように、応募に必要な書類等を応募受付場所に送付してください。

※送付にかかる費用は応募者のご負担ください。

※配達指定日以外の日に着した場合は郵便事故等により到着しなかった場合であっても、理由の如何を問わず、受付は一切行いません。

※応募に必要な書類等に不備等がある場合は受付を行いません。

※応募に必要な書類等に不備等がある場合は、応募申込書の担当者連絡先欄に記載された電話番号へ受付を行わない旨を、令和 7 年 4 月 22 日（火）の午後 5 時までに連絡します。連絡がつかない場合は上記「(3)ーオ 返送用封筒（角型 2 号）」を用いて、令和 7 年 4 月 23 日（水）までに応募書類一式を簡易書留郵便により返送（発送）します。

（5） 応募受付時に交付する書類

ア 応募申込受付証（受付印を押印したもの）

イ 価格提案書（当局所定様式、記入例含む）

ウ 委任状（当局所定様式、記入例含む）

エ 価格提案の手引き

※ 送付での受付の場合、上記「(3)ーオ 返送用封筒（角型2号）」を用いて、令和7年4月23日（水）までに上記書類を簡易書留郵便で発送します。なお、令和7年4月25日（金）までに書類が届かない場合は、大阪市水道局総務部管財課（用地管理）までお問合せください。

(6) 応募にあたっての留意事項

- ア 価格審査後の使用許可は、応募申込書及び住民票（個人）又は登記事項証明書（法人）に記載された名義以外では行いません。
- イ 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。
- ウ 応募受付が完了した後、応募申込書等の記載事項に変更が生じた場合は、「応募申込書等記載事項変更届」により届け出てください。
- エ 提出された応募申込書の内容が「3 自動販売機の設置条件等」(1)、(2)に反する場合は受付を取り消します。
- オ 応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の2営業日前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

6 価格提案及び審査

(1) 価格提案及び審査の日時

価格提案日 令和7年5月9日（金）

価格提案書提出期限 午前10時30分

審査開始時間 価格提案書の投函締切り後即時

※価格提案審査は、入札室に設置している時計が午前10時30分になると同時に開始し、価格提案開始後の価格提案はできません。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階

大阪市水道局総務部管財課 入札室

(3) 当日持参するもの

ア 価格提案書（応募申込時に交付したもの）

※ 原本以外の提出など、不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。

イ 委任状（応募申込時に交付したもの。代理人により応募しようとする場合）

ウ 実印（代理人により価格提案しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑）

(4) 価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書（委任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印）と一緒に入札箱に投函してください。なお、価格提案書への押印は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、1台当たりの月額使用料（税抜き）を表示してください。

※ 光熱水費は含みません。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。

イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない当局職員を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの。

イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。

エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの

オ 同一物件について応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。

ク 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

ケ 訂正印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

コ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。

サ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者は、当局が設定する最低使用料（予定価格）以上で、かつ最高金額をもつ

て価格提案した者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、当局が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の発表及び公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の受付番号、設置予定事業者名及び決定価格、並びに設置予定事業者以外の受付番号、応募者名及び応募価格の発表を行います。設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。

全応募者の「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は設置予定事業者のみ）」を記載した価格提案審査経過調書を作成し、価格提案審査の翌営業日以降に大阪市水道局総務部管財課事務室（アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階）において、閲覧方式により公表し、後日、同じものを当局ホームページ上においても公表します。

なお、電話での問い合わせに対しては、落札者名および落札金額を回答します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

7 使用許可に関する説明会

(1) 設置予定事業者に対しては、価格提案審査終了後、今後の手続について引き続き説明会を行います。

(2) 説明会には、設置予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。

(3) 正当な理由がなく、説明会に出席されない場合は、設置予定事業者の資格を取り消します。

8 使用許可申請の手続き

使用許可申請書提出期限 令和7年5月23日（金） 午後5時まで

※提出先は決定した設置予定事業者に対し、使用許可に関する説明会にてお伝えします。

（「大阪市水道局総務部管財課」とは異なります。）

9 設置予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、価格提案審査終了後に行う説明会を欠席した場合。
- (2) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合。
- (3) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (4) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

10 その他

- (1) 使用許可の申請手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、地方公営企業法、同施行令、大阪市水道局資産規程等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

募集に関する問い合わせ先：大阪市水道局総務部管財課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階

電話（06）6616－5456

◆ ATC ビルへのアクセス

① 地下鉄利用

Osaka Metro 中央線のコスモスクエア駅で Osaka Metro ニュートラムに乗り換え、トレードセンター前駅下車

② 阪神高速道路大阪環状線・湾岸線利用

大阪市内環状線道路経由、西船場ジャンクションから九条・天保山方面を經由で湾岸線に入り、南港北出口で降り、道路標識に従って ATC ビルに至る。

③ 一般道利用

本町・弁天町経由

中央大通を西進し、港区内朝潮橋交差点でみなと通りに入りさらに西進。大阪港咲洲トンネルを通過して ATC ビルに至る。

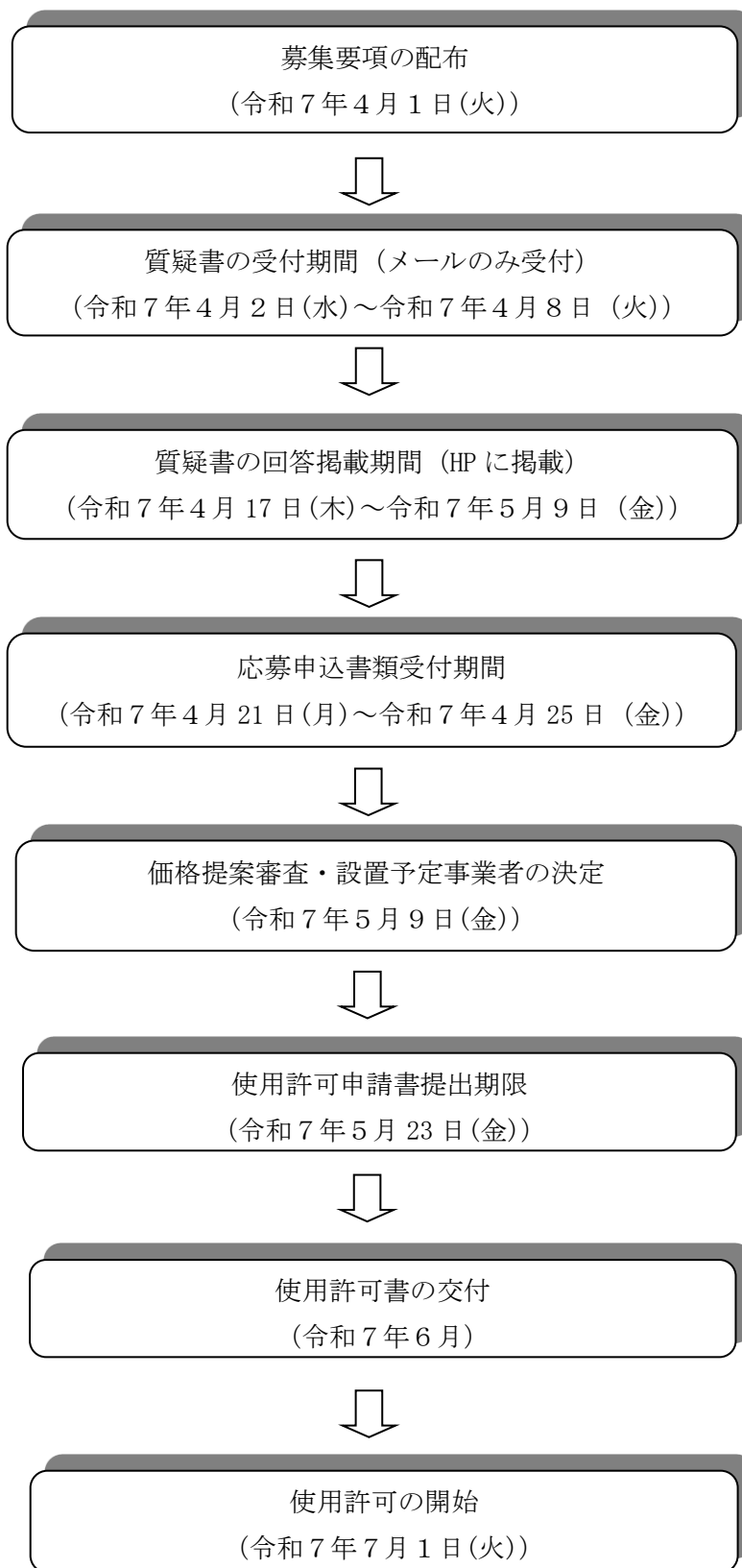


ATC ITM棟



6 番エレベーターを降りて、右回りに吹き抜け部分を回っていただき、エスカレーターを越えた左側に「水道局総合窓口」がございます。

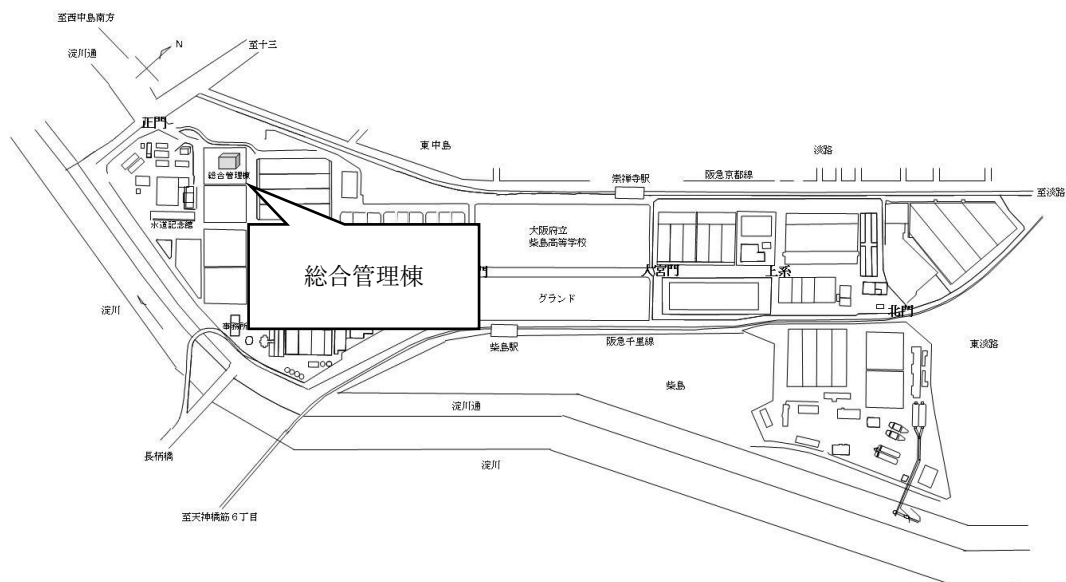
使用許可までのスケジュール



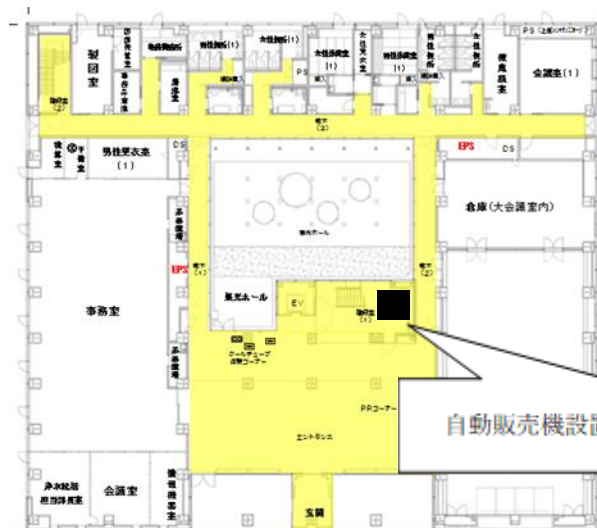
自動販売機設置場所

物件番号 1（柴島浄水場 総合管理棟 1階 廊下）

○柴島浄水場位置図



○設置場所：総合管理棟 1階廊下

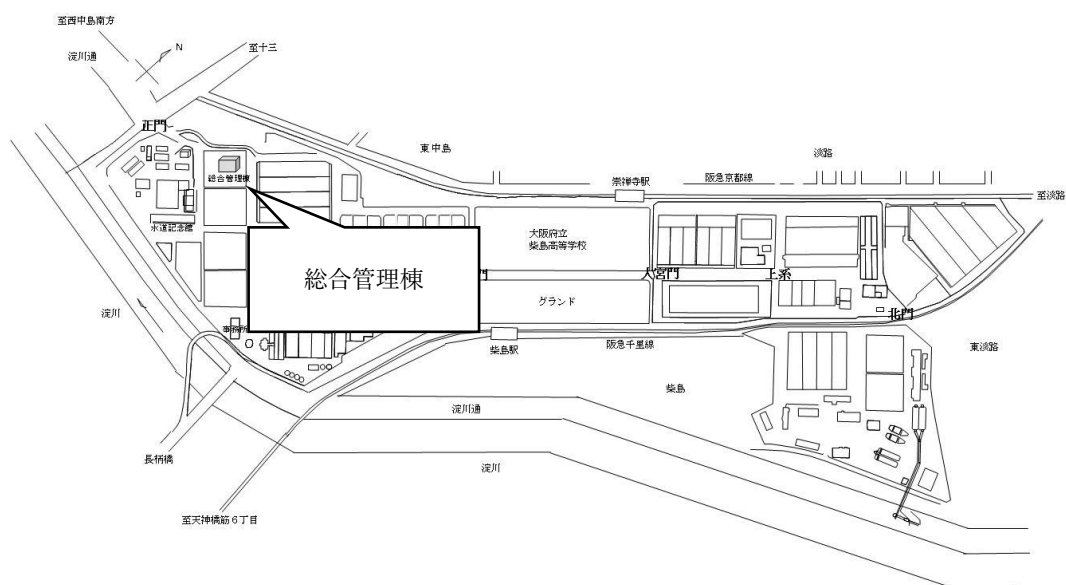


○設置場所の写真



職員数：柴島浄水場 197 名（総合管理棟 108 名、その他 89 名）

○柴島浄水場位置図



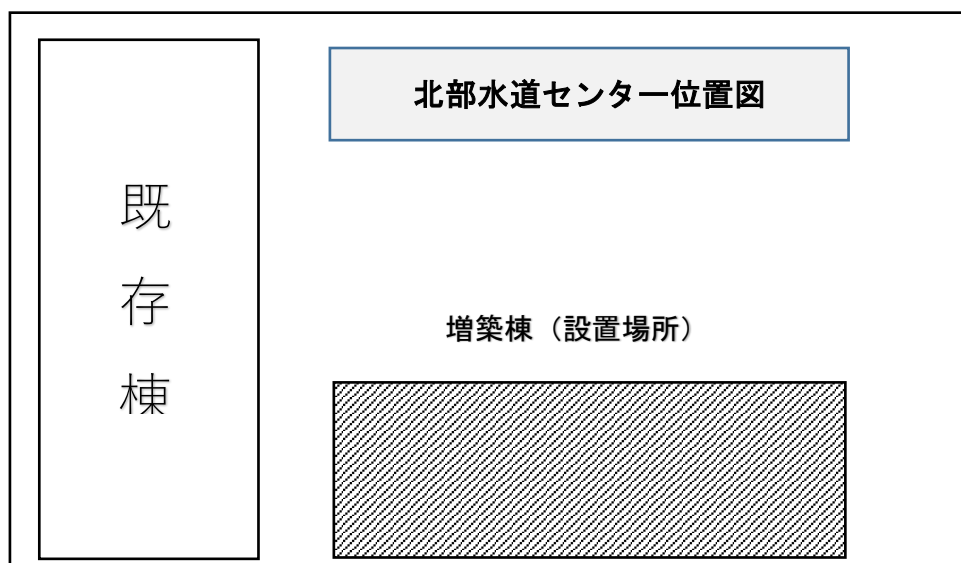
○設置場所：総合管理棟3階 エレベーター横 ○設置場所の写真



15

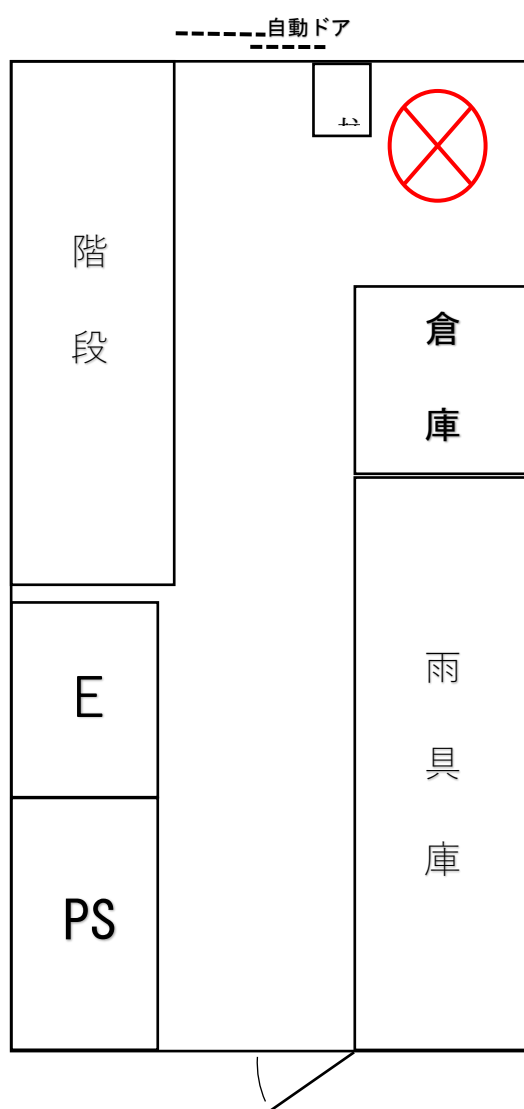
物件番号 3 (北部水道センター 増築棟1階 入口内)

○北部水道センター位置図



○設置場所：増築棟1階 入口内

○設置場所の写真



北部水道センター 214 名

既存棟 17+102 名

増築棟 89+6 名